

新神石高原町立病院の自動販売機設置に関する企画 提案書の公募およびヒアリングの実施について(公告)

神石高原町

神石高原町立病院では、新築移転後の院内における自動販売機の設置に関して企画提案書を募集しますので、お知らせします。

新神石高原町立病院自動販売機設置事業者募集要項

- 1 件 名 病院利用者用清涼飲料水等自動販売機の設置
- 2 設置場所 神石高原町立病院（新築移転後） 1階 フードコーナー
- 3 申込者に必要な資格
 - (1) 関係法令に基づき、履行場所において本件に適合する販売を適正に維持管理できること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (3) 自動販売機の設置業務について 3 年以上の実績を有している者であること。
 - (4) 国税，町税の滞納がないこと。
 - (5) この公募の日から審査結果発表日までの期間において、「神石高原町物品調達等の競争入札等に係る指名除外要領」に基づく指名除外を受けていないこと。
 - (6) 神石高原町，福山市，府中市，庄原市内において，自動販売機または病院内売店の事業を運営している者であること。
- 4 応募の主な条件

本募集は院内における自動販売機の設置及び販売を目的として，神石高原町行政財産である神石高原町立病院 1 階フードコーナー及び電気，給排水等の設備を使用できるものである。

 - (1) 使用許可期間 令和 4 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
 - (2) 行政財産使用料 神石高原町行政財産の使用料に関する条例，事業者の提案による
 - (3) 維持管理
 - ① 維持管理は設置事業者が行い，在庫・補充管理を適切に行うこと。
 - ② 設置事業者の責任で自販機の維持に必要な衛生管理を行うこと。空き缶の回収・処分及び日常の清掃は町立病院で別途対応する。
 - ③ 自動販売機の設置にあたっては転倒防止など安全に十分配慮すること。
 - ④ 自動販売機の故障，問い合わせ等に早急に対応するとともに，自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
 - (4) 使用上の制限
 - ① 使用用途以外の使用をしないこと。
 - ② 使用許可財産を転貸し，又は使用権の譲渡をしないこと。
 - ③ 販売品目は，メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- 5 提案書及び添付書類等
 - (1) 提出書類 ○ 申込者が法人・個人共通
 - ① 公募参加申込書（様式第 1 号）
 - ② 提案書（様式第 2 号）

「様式第 2 号」に關係書類を添付し、必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入し提出すること。

- ・規格 A 4 判縦、横書き、ページ数は 10 枚以内とする。商品カタログを添付される場合は、枚数に含まない。
- ・書式については自由とするが、以下の項目は必ず提案すること。
 - i 商品の補充及び容器の回収頻度等について
 - ii 自販機の故障時の対応について
 - iii 自販機の管理（メンテナンス）について
 - iv 販売可能な商品のラインナップについて（夏季・冬季）
 - v 省エネ・ピークカットへの対応について
 - vi キャッシュレス機能への対応について
 - vii 自販機の高さ、幅、奥行きが記載された図面等（カタログ、写真含む）
 - viii その他、提案内容を説明するために必要な事項

③ 使用料提案書（様式第 3 号）

○ 申込者が法人の場合

- ④ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 国税の納税証明書（その 3 未納の税額がないことの証明）
- ⑦ 神石高原町税の滞納のないことの証明書（町内に本社又は事業所がある法人） ※代表者以外が請求する場合は、委任状が必要です。

○ 申込者が個人の場合

- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 国税の納税証明書（その 3 未納の税額がないことの証明）
- ⑥ 神石高原町税の滞納のないことの証明書（神石高原町民の方）
- ⑦ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること

※ 神石高原町入札参加資格名簿に登録されている法人・個人は、④以降については提出が省略できる。

(2) 提出期限

I. 公募参加申込書（前項 (1) 提出書類①④⑤⑥⑦）

令和 3 年 1 月 17 日（金）まで（持参・郵送共通）とする。

受付時間は、9 時から 12 時までと 13 時から 17 時までとする。なお、土・日曜日、年末年始、祝日等役場閉庁日は除く。

II. 公募参加申込書以外の提出書類（前項 (1) 提出書類②③）

令和 4 年 1 月 7 日（金）まで（持参・郵送共通）とする。

受付時間は、9 時から 12 時までと 13 時から 17 時までとする。なお、土・日曜日、年末年始、祝日等役場閉庁日は除く。

(3) 提出部数

1 部提出すること。ホチキス止め等は行わないこと。

(4) 提出場所

神石高原町保健福祉課病院医療係まで持参又は郵送とする。

(5) その他

- ・応募にかかる費用は、公募参加者の負担とする。
- ・申し込みの際に提出した書類は返却しない。
- ・選定にあたり必要が生じた場合、他の書類の提出を求められることがある。
- ・提出書類の証明書等は、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものとする。
- ・提出書類の様式第 1 号から 3 号までは、ホームページからダウンロードすることができる。

6 ヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、ヒアリングを実施する。

ヒアリングの予定は応募者に別途通知し、当日の出席者は説明者を含め3名以内とする。応募者が5者以上あった場合は、書面により一次審査を行う場合がある。

ヒアリング日程：令和4年1月下旬予定

※ヒアリングでは、事業者は提案書の内容を発表し、質疑応答を行い審査委員が内容を審査する。

7 設置業者の決定方法及び通知

提出された提案書及び審査会により審査を行い、設置業者を決定する。なお、審査結果は令和4年2月1日までに選定された設置業者に通知する。

8 申し込み及び問い合わせ先

神石高原町役場 保健福祉課病院医療係

電話 0847-89-3335 FAX 0847-85-3541

Eメール jk-hokenfukushi@town.jinsekikogen.hiroshima.jp